

白石市営駐車場管理業務公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、白石市営駐車場（以下「駐車場」という。）の円滑かつ適正な利用を図るため、駐車場の管理並びに駐車場ゲート等機器の設置及び保守・管理業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

- (1) 業 務 名 白石市営駐車場管理業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「白石市営駐車場管理業務仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日の翌日～令和13年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 白石市字堂場前45番地7（白石駅前駐車場）
白石市字沢目125番地1（白石駅東口駐車場）
白石市旭町一丁目7番地12（白石蔵王駅西口駐車場）
白石市旭町二丁目3番地11（白石蔵王駅東口駐車場）
白石市字銚子ヶ森37番地2（銚子ヶ森駐車場）
- (5) 提案上限額 80,958,000円
令和8年度 16,191,600円（消費税及び地方消費税を含む）
令和9年度 16,191,600円（消費税及び地方消費税を含む）
令和10年度 16,191,600円（消費税及び地方消費税を含む）
令和11年度 16,191,600円（消費税及び地方消費税を含む）
令和12年度 16,191,600円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 支 払 条 件 委託契約履行確認後、請求書に基づき毎月支払いとする。
※委託料は、市営駐車場の供用を開始する令和8年4月分からとする。

3 駐車場の概要

駐車場名称	管理方式	駐車可能台数	面積	令和6年度実績
白石駅前駐車場	時間貸 月極	41台 100台	3,528㎡	4,504台 51台
白石駅東口駐車場	月極	33台	3,156㎡	31台
白石蔵王駅西口駐車場	時間貸	107台	1,340㎡	28,857台
白石蔵王駅東口駐車場	時間貸	56台	460㎡	11,400台
銚子ヶ森駐車場	月極	22台	758㎡	20台

4 審査方法

審査は、提案書による審査を行う。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 本業務の見積合わせ時に、白石市競争入札参加資格者名簿（保守管理（その他））（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。（本業務にかかる提案書提出にあたって、資格者名簿に登録されている必要はないが、優先交渉権者と決定された際は、見積合わせまでに資格者名簿への登録申請を行い、登録が完了していること。※登録までに約2週間程度要。）
- (2) 市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 有料駐車場施設における運営管理業務の実績を有する法人とし、個人の申請はできない。
- (4) 参加者は、公示日を基準とした過去10年以内に、国または地方公共団体と契約者として契約した実績があること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 参加表明書提出の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていない者

6 募集要領等の入手方法

募集要領、参加表明書その他の資料・様式は、白石市建設部都市創造課で受領するか、または市ホームページからダウンロードすること。

（ホームページ（都市創造課）：<https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/24/>）

7 スケジュール

年 月 日	内 容
令和7年11月4日（火）	募集要領等公表、質問受付
令和7年11月18日（火）	質問書の受付終了、参加表明書の提出期限
令和7年11月25日（火）	質問書への回答
令和7年12月15日（月）	提案書の提出期限
令和8年1月中旬予定	プレゼンテーションの実施
令和8年1月下旬予定	優先交渉権者選定結果通知及び公表
令和8年2月下旬予定	見積合わせ・契約締結

※スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

8 質問書の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年11月18日（火）午後5時【必着】
- (2) 提出場所 白石市建設部都市創造課
〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号
電話番号 0224-22-1325
- (3) 提出方法 持参又はFAX若しくはメールにより提出すること。（様式第1号）
FAX：0224-22-1329
メールアドレス：toshi@city.shiroishi.miyagi.jp
※到達を必ず電話確認すること。
- (4) 回答日 令和7年11月25日（火）午後5時までに回答
- (5) 回答方法 参加表明者全員に対し、質問書提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を市ホームページへ掲載し公表する。
ただし、質問内容により業者選定に公平性を保てない場合や、質問内容が不明瞭なものについては回答しない。
※回答にあたっては、質問者名は公表しない。
※質問の回答内容は実施要領の追加または修正とみなす。

9 参加表明書の提出書類等

- (1) 提出期限 令和7年11月18日（火）午後5時【必着】
※受付は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出場所 8-（2）と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残る方法に限る。）により提出すること。
- (4) 提出書類
 - ①参加表明書（様式第2号）
 - ②会社概要書
 - ③国税、地方税の納税証明書（原本）
 - ④履行実績を確認できる書類

10 提案書等の提出書類等

- (1) 提出書類
提案書（様式第3号）に次の書類を添付し提出すること。提案者名（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載及び押印は正本のみに行き、副本には提案者名等特定することができる内容は記載しないこと。

①評価項目表の順番に従い、文章・表等を用いて簡潔に記載した書類（任意様式）。

※提案書の用紙サイズは、基本的にA4（必要に応じてA3の折込みも可）とする。

また、表紙及び目次を除き、頁番号を紙面下に付すこと。

②駐車場管理業務委託金額提案書（様式第4号）

③委託金額内訳書（任意様式）

※駐車場管理業務委託金額提案書には、本業務に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書も添付すること。なお、駐車場管理業務委託金額提案書は提案上限額の領域内で提案すること。

（2）提出期間 令和7年11月25日（火）～令和7年12月15日（月）【必着】

※受付は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで

（3）提出場所 8-（2）と同じ

（4）提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

（5）提出部数 提案書正本1部、提案書副本10部、電子媒体（CD-ROM）1部

（6）その他

①提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

②現地説明会を行わない。なお、現地を見学することは可能であるが、周辺住民及び利用者に迷惑がかからないよう十分配慮すること。

1.1 選定方法

（1）提案書の審査

白石市営駐車場管理業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、優先交渉権者を選定する。

（2）プレゼンテーションの日程等

開催日時、場所、出席者数の制限等については、提案書を提出した者に対して別途連絡する。

（3）提案書等審査

①提案者から提出された提案書等を基に、プレゼンテーション（15分程度）及び質疑応答（10分程度）を非公開により実施する。

②①を踏まえ、「(5)評価項目及び配点」に基づいて評価し、最も優れている提案者を優先交渉権者として選定する。

③評価点の合計が100点満点のうち、60点に満たない場合は契約候補者として選定しない。

④審査の順番は提案書等の受付順とする。

⑤スクリーンは市で準備するが、パソコン、プロジェクターは提案者で準備する。

⑥審査の結果については、すべての提案者へ個別に文書で通知するとともに、市ホームページへ掲載する。なお、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

(4) 審査結果の公開・非公開

委員会による評価は、非公開とする。

(5) 評価項目及び配点

次の評価項目及び配点（合計 100 点）により行うものとする。

評 価 項 目		評価点
大項目	小項目	
1 管理運営実績	(1) 全国の来庁者駐車場等公共施設における駐車場管理業務実績	5
2 事業方針	(1) 事業方針、コンセプト等	5
3 管理業務内容、運営方法	(1) 業務体制	5
	(2) トラブル対応	5
	(3) 苦情対応	5
	(4) 専門係員の現場出動	5
	(5) 駐車場機器の保守対応	5
	(6) 定期・回数駐車券の購入申請及び交付方法	5
	(7) 駐車料金の回収	5
	(8) 利用状況等の報告体制	3
	(9) 消耗品等の補充	3
	(10) その他本市に有益な提案	3
4 設備機器等	(1) 設備機器の内容	5
	(2) 入口表示灯・看板のデザイン、サイズ及び設置位置	5
	(3) その他本市に有益な提案	3
5 業務実施体制	(1) 無人管理に対する考え方及びその方法	3
6 危機管理体制	(1) 緊急（災害を含む）時の業務・管理・社内バックアップ体制	5
	(2) 想定されるリスクやトラブルへの予防策、解決策等の対応	5
7 提案金額	(1) 提案内容における金額	20
総合評価		100

1 2 失格及び優先交渉権の取消し

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において、失格となった提案者が優先交渉権者に選定されているときは、発注者は、その選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を優先交渉権者に選定する。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、委員会委員または担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本要領の参加資格に掲げる要件を満たさない場合
- (3) 見積金額が異常に低額であるなど不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行った場合
- (4) 提案書等の提出後、契約締結までの期間に本要領の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (5) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
- (6) 他の提案者の応募を妨害した場合
- (7) 本要領に違反した場合

1 3 選定後の契約手続き

- (1) 本市と優先交渉権者は、提案内容等について協議したのち、提案・協議内容を加えた仕様書を作成し見積徴取を経て、本市の決定した予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 前号の手続きが不成立の場合は、順次、次点優先交渉権者以下と協議等を行い、契約を締結する。

1 4 留意事項

(1) 提案書等について

- ①提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- ②提案書等が郵送の場合は、不達及び遅配を原因とする提案者の不利益が生じても、市はその責めを負わないものとする。提案者は配達記録郵便の利用を行うなどの対策を講じること。
- ③提出された提案書等は、提出期限までは記載された内容の追加、変更等を行うことができるものとする。ただし、記載された内容の追加、変更等を行う場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、提出期限までに、改めて内容の追加、変更等を行った書類を提出すること。
- ④提出期限を過ぎた後は、提案書等の追加、変更等はできないものとする。
- ⑤理由を問わず、提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。
- ⑥提出された提案書等は、返却しないものとする。

- ⑦本業務により得られた成果は、全て市に帰属するものとする。
- ⑧提出された提案書等は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において複製等を行うことがある。なお、白石市情報公開条例（平成 16 年白石市条例第 27 号）の規定による情報公開請求があった場合は、同条例の規定によりその一部を公開することがある。

（2）市からの疑義照会及び追加資料

提案者に対して、市からその内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。

1 5 その他

- （1）参加者が1者であっても評価を行う。ただし、優先交渉権者として適当でないと認められる場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。
- （2）このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- （3）提案内容については、駐車場管理業務委託金額提案書により提案された金額内で実施できることを確約したものとみなす。

1 6 問い合わせ先

白石市建設部都市創造課

住 所：〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電 話：0224-22-1325

F A X：0224-22-1329

E メールアドレス：toshi@city.shiroishi.miyagi.jp